

第二期長崎県特別支援教育推進基本計画



令和3年9月9日

長崎県教育委員会

目 次

I 「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」の策定にあたって	1
第二期基本計画の施策の方向性策定に至る経緯	3
II 本県の特別支援教育推進における基本方針	5
III 本県における特別支援教育の現状と課題、施策の方向性	6
1 特別支援学校の環境整備と教育の充実	6
(1) 特別支援学校の環境整備	6
(2) 特別支援学校における教育の充実	7
①カリキュラム・マネジメントの充実	7
②重度・重複障害のある幼児児童生徒の教育の充実	8
③卒業後の自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育の充実	9
(3) 地域とともにある特別支援学校	10
2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実	11
(1) 幼稚園等における特別支援教育の充実	11
(2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実	12
①特別支援教育の視点を生かした教育環境づくりや授業づくりの充実	12
②学校全体で連携・協働した特別支援教育に取り組む体制づくり	12
③個別の教育支援計画の作成と活用による切れ目ない支援体制の構築	13
④校内の人材を活用した効果的な支援体制の充実	13
⑤学校外の専門家と連携した支援の充実	14
3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上	15
(1) 免許保有率向上の取組	15
(2) 人的配置の工夫による専門性の向上	16
(3) 特別支援教育に関する研修	17
4 関連する諸課題への対応	18
(1) ICT活用等による特別支援教育の質の向上	18
(2) 学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり	18
①医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の外部専門家の活用	18
②保護者等支援の推進及び教育と福祉等との連携	19
③教育と労働との連携	20
(3) 障害のある幼児児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援	20
(4) 社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信	21
資料	22

I 「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」の策定にあたって

平成19年度に「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられて13年が経過しました。近年は、特別支援学校だけでなく、幼稚園等や小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校において、障害のある子どもが学んでおり、特別支援教育の対象となる子どもは増加しています。〈資料1、資料2〉

そのような中、我が国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年にこれを批准しました。この条約では、障害のある者となない者とが共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」(※1)の理念が提唱されました。批准に至る過程では、障害者基本法の改正、就学先決定に関する学校教育法施行令の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、様々な制度改革が行われました。

こうした状況に鑑み、本県では平成25年5月に「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定し、条約に示された共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」構築のための特別支援教育を推進しています。

一方、急速な情報化や技術革新は、障害のある者の生活を変化させつつあります。Society5.0(※2)時代を生きる障害のある子どもたちにも、予測困難で、変化の激しい社会の中において、自立し社会参加するための資質・能力を育成していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、平成23年に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」(以下「第一期基本計画」と記す)に基づいた特別支援教育推進の成果と課題を検証し、令和4年度以降の本県における新しい時代に対応した障害のある子どもの教育についての方向性を検討・整理する目的で「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、以下の4項目について検討いただき、報告を受けました。

- 1 特別支援学校の環境整備と教育の充実
- 2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実
- 3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上
- 4 関連する諸課題への対応

本報告に基づき、本県の障害のある子どもの教育の更なる充実に向けて、「長崎県総合計画」及び「長崎県教育振興基本計画」を踏まえ、全県的、中・長期的な視点に立って計画的に特別支援教育を推進していくため、県教育委員会としての基本方針や施策の方向性を示した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」(以下「第二期基本計画」と記す)を策定することとしました。〈P.3 第二期基本計画の施策の方向性策定に至る経緯 参照〉

○計画期間等

- ・令和4年度から、概ね10年間の基本計画とする。
- ・具体的な施策については、実施計画を立て、施策の展開を図る。
- ・今後、社会情勢や国の動向を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行う。

○ SDG s の理念を踏まえた施策について

SDG s (Sustainable Development Goals) は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

特に目標4（教育）では、障害のある方を含めた全ての人々に、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することを目指しています。

本県においても、このSDG s の理念を踏まえながら共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」構築のための特別支援教育を推進していくとともに、第二期基本計画においても、国際社会の一員として、SDG s の理念を踏まえた施策を展開することとしています。



(※1) インクルーシブ教育システム: 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

(※2) Society5.0: 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。人工知能(AI)やロボット技術、IoTなどを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を指す。

第二期基本計画の施策の方向性策定に至る経緯

1. 特別支援学校の環境整備と教育の充実

- (1) 特別支援学校の適正配置
- ・在籍者数の増加や地域の教育的ニーズを踏まえた適正配置の推進
 - 分教室（小・中学部）の設置 2校
 - 分教室中学部の設置 1校
 - 高等部分教室の設置 5校
 - 分教室の分校化 4校
 - 高等部の設置 2校
 - 分校の分教室化 2校
 - 分教室の廃止と訪問教育への移行 1校
- (2) 「障害のある子どもの医療サポート事業」の充実
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校への看護師配置の拡充
 - 平成24年度12人→令和2年度21人
- (3) キャリア教育・職業教育の充実
- ・卒業生のうち、就労希望者における就労率の上昇
 - 平成22年度62.1%→令和2年度90.7%
 - ・全卒業生における就労率の上昇
 - 平成22年度20.3%→令和2年度37.8%
 - ・長崎県特別支援学校キャリア検定の充実
 - 平成27年度清掃4種目 延べ受検者数198人
 - 令和2年度清掃4種目と事務アシスタント 延べ受検者数354人

2. 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

- (1) 特別支援学級等の教員の専門性向上
- ・幼稚園等、小・中学校、義務教育学校、高等学校における個別的教育支援計画の作成率向上
 - 平成25年度47.4%→令和元年度93.6%
- (2) 発達障害等のある子どもへの指導の充実
- ・見守りシートの作成と活用
 - ・発達障害等教育支援研修会の実施
- (3) 高等学校における特別支援教育体制の充実
- ・高等学校特別支援教育ガイドブックの作成と配付
 - ・全県立高等学校における伝達研修会の実施
 - ・通級による指導の開始
 - 平成30年度3校4教室→令和3年度6校7教室

第一期長崎県特別支援教育推進基本計画における取組や成果

「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」で協議された課題等

◎特別支援学校の環境整備

- ・在籍児童生徒数の見込みや地域の特性、児童生徒や保護者のニーズなどを考慮した教育環境整備の検討が必要

◎重度・重複障害のある児童生徒の教育の充実

- ・より高度な医療的ケアに対応する安全で安心できる教育環境の整備が必要

◎卒業後の自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育

- ・就労先の業種拡大や在宅勤務等のキャリア教育の研究が必要

◎特別支援学級や通級による指導における障害特性に応じた指導・支援の充実

- ・特別的教育課程の編成や自立活動の指導における個別の指導計画の理解と指導の充実が必要

◎個別的教育支援計画の作成と活用による切れ目ない支援体制の構築

- ・学校間の引継ぎの在り方について明確に示すことが必要

◎小・中学校、義務教育学校に在籍する障害のある児童生徒の増加

- ・公立小・中学校、義務教育学校の特別支援学級在籍児童生徒数

平成22年度1,100人→令和2年度2,878人

- ・公立小・中学校、義務教育学校の通級による指導を受ける児童生徒数

平成22年度917人→令和2年度2,708人

第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の施策の方向性の抜粋

- 特別支援学校の適正配置や施設の整備等については、今後も全県的な視点に立って、幼児児童生徒数の見込みや地域の特性、幼児児童生徒や保護者のニーズなどを考慮した教育環境整備を検討します。
- 人工呼吸器など、より高度な医療的ケアへの対応に向けた研修を充実させるなど、看護師と教員との更なる専門性の向上に取り組みます。
- 在宅勤務など、多様な働き方を視野に入れて、ICTスキルの習得や向上を含めた職業教育を充実させます。

- 小・中学校、義務教育学校の教員に対し、特別的教育課程の編成や個別の指導計画の作成に関する理解を促すなど、市町教育委員会と連携し、指導の充実に向けて取り組みます。
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当者を中心として、全教職員の共通理解のもと自立活動の指導を行う体制づくりを推進します。
- 小学校等で作成した個別的教育支援計画の目標や支援の方向性等について、学校間の引継ぎを確実にし、全ての教職員で情報共有し、一貫した指導や支援を行うことができる体制づくりを推進します。
- 学校間の引継ぎや高等学校卒業後の進路先との引継ぎの在り方について明確に示すことで、切れ目ない支援についての理解・啓発に取り組みます。

3. 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上

(1) 特別支援学校における障害種別の当該免許状保有率の向上

- ・当該障害種免許状の計画的な取得推進
平成24年度75.2%→令和2年度91.9%
- ・小・中学校の指導教諭を活用した地域の特別支援教育の充実に向けた体制づくり
指導教諭配置市町数：平成28年度5市
→令和3年度11市町

(2) 特別支援学級等への専門性の高い教員の配置促進

- ・市町立学校及び県立高等学校と特別支援学校との研修交流

◎免許保有率向上の取組

- ・特別支援学校における当該障害種の免許状取得をさらに促進するなど長期的な視点に立った人材育成が必要

◎人的配置の工夫による専門性の向上

- ・研修交流の一層の充実や指導教諭の有効活用についての検討が必要

- 特別支援学校の教員に対して、当該障害種の特別支援学校教員免許状の計画的な取得を促進します。
- 計画的な人材育成や研修交流を促進し、特別支援学級担任や通級による指導の担当者に特別支援教育の専門性の高い教員の配置を推進します。

4. 関連する諸課題への対応

(1) 情報教育の充実

- ・特別支援学校におけるICT活用事例の蓄積と発信

(2) 県民への特別支援教育に関する理解・啓発

- ・「障害者差別解消法」及び「障害がある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の周知

(3) 特別支援学校におけるスポーツ・文化芸術活動の推進

- ・特別支援学校長会等と連携したスポーツ・文化芸術活動の推進

◎ICT活用等による特別支援教育の質の向上

- ・オンライン授業、家庭学習時の課題提示の方法など教員の専門性向上を図ることが必要

◎保護者等支援の推進及び教育と福祉、保健等との連携

- ・保護者支援に係る取組の情報発信や地域と連携した防災訓練等の取組が必要

◎障害のある児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援

- ・生涯にわたってスポーツ活動や文化芸術活動等に親しむことができる取組を組織的・計画的に充実させていくことが必要

- 障害のある児童生徒がICTを活用して主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、オンラインでの授業、家庭学習時の課題提示の方法など、教員のICTを活用した指導力向上に取り組みます。
- 学校やPTA、市町教育委員会に対して、関係機関が行っている保護者等支援の取組に関する情報を積極的に発信します。
- 保護者が自分の子どもの障害に気づき、障害を受容し、適切な指導や支援を受けることができる相談支援体制づくりを推進します。
- 市町と連携して、放課後等デイサービスなどの関係機関と学校との情報共有に取り組みます。
- 特別支援学校においては、自然災害等に備えて命を守る避難行動がとれる防災教育を推進するとともに、地域と連携した防災訓練等に取り組みます。
- 関係機関等と連携し、障害のある幼児児童生徒が生涯にわたってスポーツや芸術文化活動等に親しむことができるような基盤づくりを推進します。

Ⅱ 本県の特別支援教育推進における基本方針

特別支援教育とは、障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習及び生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

特別支援教育を推進することは、障害のある子どもたちへの教育の充実にとどまらず、障害のあるなしやその他の個々の違いを認め合い、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成する基礎となるものであり、全ての学校において推進していく必要があります。

そこで、本県では、次の基本方針に基づき、特別支援教育を推進していきます。

- 障害のある子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生きていくために、「生きる力」の育成を目指し、自立や社会参加に向け、一人一人の障害の状態やニーズに応じた教育の充実を図ります。
- 障害のある子どもたちが地域社会の一員として、できる限り身近な地域で専門的な教育を受けられるようにするとともに、学校教育と関係機関等が連携・協働し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した指導や支援の充実を図ります。
- 障害のあるなしやその他の個々の違いを認め合い、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、全ての学校において「インクルーシブ教育システム」構築に向けた特別支援教育を推進するとともに、県民への理解・啓発に取り組めます。

Ⅲ 本県における特別支援教育の現状と課題、施策の方向性

1 特別支援学校の環境整備と教育の充実

(1) 特別支援学校の環境整備

【現状と課題】

- 本県においては、これまで特別支援学校の在籍者数の増加や地域の教育的ニーズを踏まえ、第一期基本計画に基づいた第1次～第4次実施計画（平成24年度～令和3年度を計画期間とする）により、特別支援学校の適正配置を図ってきました。その結果、令和3年4月現在、本校が13校（長崎大学教育学部附属特別支援学校は除く）、分校が4校、そして6つの分教室を設置しています。＜資料3、資料4＞
- 近年は、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まりによって、特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加しています。高等部生徒数の著しい増加は落ち着いていますが、小学部児童数は平成22年度の337人から令和2年度の498人と約1.5倍に増加しており、県立特別支援学校の幼児児童生徒の総数も平成22年度の1,307人から令和2年度の1,654人と約1.3倍に増加しています。＜資料5、資料6＞
- 平成23年度の第一期基本計画の策定時点では、特別支援学校（知的障害）の高等部生徒数の著しい増加への対応が課題となっていました。全県的な視点に立って分校や分教室の適正配置を進めてきたことにより、多くの特別支援学校（知的障害）高等部が想定した規模の生徒数となっています。しかし、地域や学校によっては小・中学部に在籍する知的障害のある児童生徒数が増加していることや特別支援学校の設置基準^(※3)に対応するため、更なる教育環境整備の検討が必要です。

【施策の方向性】

- 特別支援学校の適正配置や施設の整備等については、今後も全県的な視点に立って、幼児児童生徒数の見込みや地域の特性、幼児児童生徒や保護者のニーズなどを考慮した教育環境整備を検討します。
- 近隣に特別支援学校が設置されていない地区において、一定規模（10人程度）の児童生徒数の就学が継続して見込まれる場合は、既存施設の活用の可能性や地元自治体、保護者等の理解や協力が得られるかなど、分教室の設置の可能性について総合的に検討します。

（※3）特別支援学校の設置基準：特別支援学校の教育環境を改善するため、国が特別支援学校に備えるべき施設等を定めた基準のこと。

(2) 特別支援学校における教育の充実

①カリキュラム・マネジメントの充実

【現状と課題】

- 特別支援学校においては、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性、地域や学校の実態を十分に考慮し、適切に教育課程を編成し、実践と評価を繰り返すことで、教育課程の改善に努め、指導の充実を図っています。
- 特別支援学校幼稚部教育要領や小学部・中学部学習指導要領が平成29年4月に、特別支援学校高等部学習指導要領が平成31年2月に公示され、各特別支援学校においては、「社会に開かれた教育課程」(※4)の実現を目指してカリキュラム・マネジメント(※5)を推進し、幼児児童生徒の実態に即して、学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善を図るなど、より効果的な指導に努めることが求められています。
- 近年では知的障害のある児童生徒に対しても自立活動(※6)の時間の指導を設定し、個別の指導計画(※7)に基づき、指導の充実を図っている特別支援学校が増加傾向にあります。

【施策の方向性】

- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、校長がリーダーシップを発揮し、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や学習の状況、経験等に応じ、幼稚部及び小学部から高等部まで一貫性のある教育課程を編成するなど、効果的な指導に努め、魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 自立活動の時間の指導をはじめとして、各教科等の指導内容や指導方法の改善に取り組みます。

(※4) 社会に開かれた教育課程：よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図るとい、これからの教育課程の理念。

(※5) カリキュラム・マネジメント：各学校が設定する教育目標を実現するために、幼児児童生徒の姿や地域の実情等を踏まえた上で、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善すること。

(※6) 自立活動：特別支援学校の教育課程に位置付けられ、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としている。ここでいう「自立」とは、幼児児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

(※7) 個別の指導計画：幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、教育課程に基づく指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導を行うための計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

②重度・重複障害のある幼児児童生徒の教育の充実

【現状と課題】

- 重度・重複障害のある幼児児童生徒の教育については、外部専門家の活用や専門的知識・技能を有する自立活動担当教員等への継続的な研修の実施等に努めることにより、指導内容や指導方法の改善に取り組んでいます。
- また、近年、知的障害と自閉症を併せ有する児童生徒の中には、行動面で様々な課題がある者もあり、適切な指導や支援の充実が求められています。
- たんの吸引や経管栄養などの医療的ケア^(※8)を必要とする児童生徒については、特別支援学校に看護師を配置するとともに医療的ケアに関わる教員の研修の充実を図り、実施体制を整備してきましたが、今後は、人工呼吸器など、より高度な医療的ケアへの対応も求められています。

【施策の方向性】

- 行動面で課題のある児童生徒に対する教育課程の編成や障害の状態や特性を踏まえた指導や支援について、研究指定校の成果を他の学校にも広げるとともに、関係機関との連携を充実させます。
- 人工呼吸器など、より高度な医療的ケアへの対応に向けた研修を充実させるなど、看護師と教員の更なる専門性の向上に取り組みます。

(※8) 医療的ケア：特別支援学校等に在籍する医療的な配慮（たんの吸引、経管栄養、自己導尿の補助・介助、気管切開部の衛生管理、酸素吸入等）が必要な幼児児童生徒に行う日常的・応急の手当を行うこと。たんの吸引とは、口の中や鼻の中、気管切開部のカニューレ内に付着したたんや鼻汁、唾液などの分泌物を機械等で吸い出すこと。必要な時に対応しないと、呼吸ができにくい状態になる。経管栄養とは、経管（チューブ）により、栄養を体内に注入すること。自力で食べることが難しい幼児児童生徒は、この方法で栄養を摂取している。経管栄養では、注入量に個人差があるものの、平均40分くらいの時間をかけて必要量を摂取する。導尿とは、尿道口からカテーテルを入れ排尿すること。気管切開部（カニューレ）の衛生管理とは、気管切開口の周囲を消毒液で消毒したりガーゼを交換したりするなどして清潔に保つこと。

③卒業後の自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育の充実

【現状と課題】

- 特別支援学校では、小・中学部段階からのキャリア教育^(※9)や高等部における職業教育の充実、企業や関係機関と連携した就労支援の強化に努めてきた結果、高等部卒業生のうち、就労希望者における就労率は平成22年度の62.1%から令和2年度の90.7%に上昇し、高等部の全卒業生における就労率も平成22年度の20.3%から令和2年度の37.8%に上昇しました。〈資料7〉
- 一方で、就労した生徒の中には、短期間で辞めてしまうケースがあり、その要因を分析し、学校におけるキャリア教育や進路指導に生かすことが重要です。
- また、生徒一人一人に将来の自立した生活を送ることへの意識等を高めるため、卒業生をロールモデルとするなどして具体的なイメージをもつことができるような機会を設けることが大切です。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機として新しい生活様式が提唱され、在宅勤務や時間差勤務が推奨されるなど、働き方が大きく変化しました。このような中、障害のある児童生徒にとって、ICT^(※10)活用のスキルを身に付けることは、個々の特性や能力を生かした就労の可能性を高め、進路選択の幅を広げることにつながります。

【施策の方向性】

- 幼児児童生徒一人一人の進路実現への意識等を高めるなど、キャリア教育を充実させます。
- 就労後、定着できている要因や離職に至った要因を労働局等の関係機関と連携して分析し、その結果をキャリア教育や進路指導に生かします。
- 在宅勤務など、多様な働き方を視野に入れて、ICTスキルの習得や向上を含めた職業教育を充実させます。

(※9) キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことをいう。

(※10) ICT：「Information and Communication Technology」の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。

(3) 地域とともにある特別支援学校

【現状と課題】

- 障害のある幼児児童生徒にとって特別支援学校は、夢やあこがれを抱いたり、自分の可能性を広げたりすることができる場であることが求められています。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、教育活動を充実させていくことが必要です。
- 近年、地域の小・中学校、義務教育学校に在籍する障害のある児童生徒数は増加しており、その実態は多様化しています。そのため、地域のセンター的機能^(※11)を担う特別支援学校には、小学校等に在籍する多様な障害のある児童生徒に関する相談に応じることのできる体制整備の充実が必要です。＜資料8、資料9＞
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ機会である交流及び共同学習^(※12)は、共生社会の実現に向けた「インクルーシブ教育システム」構築のために必要不可欠なものであり、幼稚部及び小学部から高等部段階までの全ての学校で、組織的、計画的な取組を推進することが求められています。
- 障害のある生徒が学校卒業後も充実した生活を送ることができるように、在学時から積極的に地域の人たちと触れ合ったり、地域の行事に参加したりする機会を作ることが大切です。さらに、高齢者や異年齢の幼児児童生徒など、世代を超えた人々との交流の機会も積極的に設けることが求められています。

【施策の方向性】

- 障害のある幼児児童生徒にとって魅力ある特別支援学校づくりを目指すとともに、地域や家庭と協働しながら幼児児童生徒の育ちを支える学校運営に取り組みます。
- 小学校等で学ぶ児童生徒の障害の多様化に対応するために、特別支援学校と地域の小学校等との連携を強化し、地域におけるセンター的機能をさらに充実させます。
- 障害のある幼児児童生徒が、在学中から地域の行事に参加したり、高齢者や異年齢の幼児児童生徒など世代を超えた方々と交流をしたりするなど、交流及び共同学習を一層推進します。

(※11) センター的機能：特別支援学校がこれまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を果たすこと。特に、幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努めることが学校教育法第74条に規定されている。

(※12) 交流及び共同学習：障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒と一緒に取り組む学習で、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場である。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。

2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

(1) 幼稚園等における特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等（以下、「幼稚園等」）では、障害のある乳幼児に対し、医療、保健、福祉等の関係機関と連携した早期からの相談や支援などの取組が行われています。乳幼児からの一貫した切れ目のない支援をさらに進めるため、個別の教育支援計画^(※13)を作成、活用し、障害のある乳幼児の成長の記録や支援の内容、合理的配慮^(※14)等に関する情報を関係機関と共有するとともに、小学校に確実に引き継ぐことが求められています。
- また、幼稚園等の職員においては、これまで各地区で開催されている特別支援教育コーディネーター連絡協議会等に参加したり、研修に取り組んだりすることで特別支援教育の充実が図られてきました。一方、特別支援教育に係る園同士の情報交換や合同研修会の実施等の取組が不足していることが課題となっています。
- 幼稚園等における特別支援教育の充実のため、職員等が障害のある幼児一人一人の特性を理解するとともに、特別支援学校などの助言又は援助を活用するなどして、支援内容や方法の工夫に組織的かつ計画的に取り組むことが求められています。
- 市町における1歳6か月児健診や3歳児健診は、保護者にとって子どもの発達上の課題や障害の早期発見の機会として有用な役割を担っており、5歳児健診を実施している市町もあります。これらの健診の場を活用し、就学先の決定にあたっては、就学の仕組みやそれぞれの学びの場における必要な情報を、早期から保護者に対して提供することが求められています。

【施策の方向性】

- 県教育委員会と関係部局が連携して、幼稚園等から小学校等へ個別の教育支援計画の引継ぎをより確実なものにするるとともに、特別支援教育コーディネーター連絡協議会などの機会を通じて、園同士の円滑な情報交換を推進します。
- 就学前の情報を活用して就学相談の充実が図られるよう市町教育委員会の取組を積極的に支援します。

^(※13) 個別の教育支援計画：関係機関との連携により乳幼児から学校卒業後まで一貫した支援を行うため、教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ長期的な視点に立った計画。学校が中心となって作成し、保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

^(※14) 合理的配慮：障害のある人が障害のない人と平等に全ての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

①特別支援教育の視点を生かした教育環境づくりや授業づくりの充実

【現状と課題】

- 小・中学校、義務教育学校、高等学校においては、全ての児童生徒にとって分かりやすい指示の出し方や掲示の工夫など、ユニバーサルデザイン^(※15)の教育環境づくりや授業づくりを行うとともに、障害のある児童生徒一人一人に応じた指導や支援の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 管理職員を含めた全ての教職員の発達障害等に関する研修を充実し、学校経営方針に特別支援教育の視点を取り入れることを推進します。
- 小・中学校、義務教育学校、高等学校におけるユニバーサルデザインに基づいた教育環境づくりや授業づくり、障害のある児童生徒一人一人に応じた指導や支援の充実に向け、市町教育委員会と連携して取り組みます。

②学校全体で連携・協働した特別支援教育に取り組む体制づくり

【現状と課題】

- 改訂された学習指導要領では、特別支援学級^(※16)に在籍する児童生徒の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校学習指導要領を参考にし、児童生徒の実態に応じた特別の教育課程を編成することが規定されています。そのため、特別支援学級を設置する学校の全ての教員が特別の教育課程の編成の手続を理解し、指導の充実を図ることが求められています。
- さらに、通級による指導^(※17)においては、多様な実態の児童生徒を対象とするため、自立活動における個別の指導計画の作成に関する理解と、それに基づく指導の充実が求められています。また、通常の学級において、通級による指導の成果を十分に発揮するためには、学校全体で連携・協働して特別支援教育に取り組む体制づくりが重要となっています。

【施策の方向性】

- 小・中学校、義務教育学校の教員に対し、特別の教育課程の編成や個別の指導計画の作成に関する理解を促すなど、市町教育委員会と連携し、指導の充実に向けて取り組みます。
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当者を中心として、全教職員の共通理解のもと自立活動の指導を行う体制づくりを推進します。

(※15) ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢などに関わらず、誰でも利用しやすいようにサービスや環境をデザインする考え方。

(※16) 特別支援学級：障害の程度が比較的軽い児童生徒のために、小・中学校、義務教育学校に障害の種別ごとに設置される少人数編製の学級。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(※17) 通級による指導：通常の学級に在籍している障害の程度が軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける教育の形態のこと。対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などで、知的障害は含まない。平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化された。

③個別の教育支援計画の作成と活用による切れ目ない支援体制の構築

【現状と課題】

- 全ての教職員は、個別の教育支援計画の作成の意義や必要性について理解を深めることが求められています。併せて、学校間の引継ぎについては、県内全ての学校間で確実に引継ぎが行われるよう、具体的かつ効果的な方法や仕組みを整理して示すことが求められています。
- このほか、個別の教育支援計画を活用した高等学校卒業後の進路先との引継ぎや、労働・福祉等、関係機関と連携した支援の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 小学校等で作成した個別の教育支援計画の目標や支援の方向性等について、学校間の引継ぎを確実にいき、全ての教職員で情報共有し、一貫した指導や支援を行うことができる体制づくりを推進します。
- 学校間の引継ぎや高等学校卒業後の進路先との引継ぎの在り方について明確に示すことで、切れ目のない支援についての理解・啓発に取り組みます。

④校内の人材を活用した効果的な支援体制の充実

【現状と課題】

- 管理職員が中心となって特別支援教育を推進するという意識をさらに高め、教職員を指導していくことが重要です。併せて、特別支援教育コーディネーター^(※18)、指導教諭^(※19)等が校内における特別支援教育推進の核となり、全ての教職員の特別支援教育に関する理解を深め、全教職員が協力して一人一人の児童生徒を育てる体制づくりが求められています。

【施策の方向性】

- 管理職員がリーダーシップを発揮し、特別支援教育コーディネーターや指導教諭、特別支援学級担任、通級による指導の担当者を中心として、全ての教職員の特別支援教育に関する理解を深め、効果的な支援体制づくりを推進します。

(※18) 特別支援教育コーディネーター：各学校における特別支援教育の推進のため、校務分掌に明確に位置付けられ、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営や関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のこと。

(※19) 指導教諭：児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う者のこと。本県においては、特別支援教育に高い指導力等を備える者を小・中学校、義務教育学校に任用することで、所属校とともに配置市町内の学校の特別支援教育の充実を図ることをねらいとしている。

⑤学校外の専門家と連携した支援の充実

【現状と課題】

- 小学校等においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び視能訓練士等の外部専門家を有効に活用するなど、ネットワーク構築を強化することが求められています。
- 発達障害等のある生徒や保護者の中には、高等学校卒業後、自分に必要な支援を受けるための社会的資源や制度があることを知らない方もいます。そのため高等学校においても在学中から、発達障害者支援センター等の福祉や医療等の関係機関や就労支援機関等との効果的な連携や支援ネットワークの構築が求められています。

【施策の方向性】

- 小・中学校、義務教育学校、高等学校における外部専門家及び関係機関等との連携や支援に係るネットワークの構築など、市町教育委員会と連携した支援の充実や必要な支援を受けるための制度の啓発に取り組みます。

3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上

(1) 免許保有率向上の取組

【現状と課題】

- 本県においては、特別支援学校教諭採用志願者は特別支援学校教諭免許状^(※20)の保有を必須とし、免許状を保有していない一部の特別支援学校教員に対して、免許法認定講習の受講を促進するなど、計画的な免許状取得の取組を進めたことで保有率は向上してきました。一方、視覚障害や聴覚障害の特別支援学校における当該免許保有率の向上が課題となっています。〈資料10〉
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当者は、一定の専門性が求められることから、担任や担当者となった教員は特別支援学校教諭免許状を取得することが望ましいとされています。特別支援学級担任や通級による指導の担当者の特別支援学校教諭免許保有者数は増加しているものの、特別支援学級や通級指導教室は増加傾向にあることから、今後も免許状取得を奨励し、専門性の向上に努めていくことが求められています。
- 通常の学級には、発達障害等、様々な支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、小学校等の教員や教員志望者が、特別支援学校教諭免許状を取得するための講義や講習会等を受講することは、通常の学級における指導を行う上でも大きなメリットになると考えられます。

【施策の方向性】

- 特別支援学校の教員に対して、当該障害種の特別支援学校教諭免許状の計画的な取得を促進します。
- 小学校等の教員に対して免許法認定講習の受講を奨励することや、大学等と連携して、小学校等の教員志望者に対して特別支援教育の理解を深めることに取り組みます。
- 特別支援学校との研修交流を希望する教員には、特別支援学校教諭免許状取得を働きかけるなど、長期的な視点に立った特別支援学級担任等の人材育成を推進します。

(※20) 特別支援学校教諭免許状：特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。特別支援学校教諭免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に区分されており、特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の5領域）を定めて授与される。免許状の授与を受けた後、新たに領域を追加することも可能である。

(2) 人的配置の工夫による専門性の向上

【現状と課題】

- 令和2年度の研修交流(※21)の状況は、小・中学校、高等学校に研修交流で勤務した特別支援学校の教員が12人、特別支援学校に研修交流で勤務した小・中学校、高等学校の教員が9人の合計21人で、過去も同数程度で推移しています。小・中学校、高等学校に研修交流で勤務した特別支援学校の教員のうち、特別支援学級担任や通級による指導の担当者となった教員は、所属校だけでなく、地域の特別支援教育推進の原動力となっています。また、特別支援学校に研修交流で勤務した小・中学校、高等学校の教員が、研修交流先の特別支援学校において、教科指導や集団指導のモデルとなるなど、特別支援学校にとっても研修交流は大きなメリットとなっています。この研修交流を今後さらに推進しながら、教職員の専門性の向上を図っていく必要があります。
- 平成28年度から配置した小・中学校の指導教諭は、所属校だけでなく配置市町内の学校の特別支援教育推進に大きな役割を果たしています。今後、県教育委員会と市町教育委員会が連携して指導教諭を有効に活用する取組をさらに進めることで、市町における特別支援教育の充実を図ることが求められます。
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当者の配置が、地域や学校の特別支援教育の推進に大きな影響を与えます。そのため、特別支援学級担任や通級による指導の担当者に特別支援教育に関する専門性の高い教員を配置することや、計画的な人材の育成が求められています。

【施策の方向性】

- 小・中学校、義務教育学校、高等学校と特別支援学校との研修交流をさらに促進します。
- 小・中学校、義務教育学校における特別支援教育の充実に向けて、市町教育委員会と連携し、指導教諭の更なる指導力向上に取り組みます。
- 計画的な人材育成や研修交流を促進し、特別支援学級担任や通級による指導の担当者に特別支援教育の専門性の高い教員の配置を推進します。

(※21) 研修交流：小・中学校、義務教育学校と特別支援学校間、高等学校と特別支援学校間で人事交流による研修を行うことを通じて、指導内容や指導方法について共通理解を図り、専門職としての幅を広げるとともに指導力を向上させることを目的としている。

(3) 特別支援教育に関する研修

【現状と課題】

- 現在、特別支援学校の教職員に対しては、視覚障害教育の点字、聴覚障害教育の手話や聴覚活用など、障害種ごとに求められる研修をはじめとして、自立活動の指導、教科指導、福祉制度など専門性向上に向けた研修の充実が求められています。さらには、改訂された学習指導要領や国のGIGAスクール構想^(※22)による教育のICT化の加速を契機に、ICT機器の活用に向けた研修の充実を図る必要性が高まっています。
- 校内研修の活性化に向け、校内における小グループでの研修や、OJT^(※23)の充実などが求められており、中心となるミドルリーダーを育成することが重要となっています。

【施策の方向性】

- 特別支援学校の教職員に対して、障害種に応じた指導、自立活動の指導、教科指導、福祉制度に係る研修に加え、ICT機器の活用など、更なる研修の充実に向けて取り組みます。
- 校内におけるミドルリーダーを核とした小グループによる研修やOJTの活性化に取り組みます。

^(※22) GIGAスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できるICT環境を実現するもの。

^(※23) OJT：「On the Job Training」の略。職場で業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。

4 関連する諸課題への対応

(1) ICT活用等による特別支援教育の質の向上

【現状と課題】

- 障害のある児童生徒が、ICT機器を自らの目的を実現するための手段として適切に活用する資質・能力の育成を図ることが求められており、教員のICTを活用した指導力の向上が喫緊の課題となっています。
- また、家庭学習や学校卒業後を見据えて、保護者等がICTの活用について学ぶ機会を設けることが課題となっています。
- 特別支援学校への統合型校務支援システムの導入に伴い、ICTを活用した幼児児童生徒の情報の管理や共有の在り方について研究を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 障害のある児童生徒がICTを活用して主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、オンラインでの授業、家庭学習時の課題提示の方法など、教員のICTを活用した指導力向上に取り組みます。
- 家庭学習や学校卒業後を見据え、保護者等がICT活用について児童生徒と共に学ぶ機会を設けることに取り組みます。
- 特別支援学校においては、個に応じた指導や支援の充実に向け、統合型校務支援システムを活用した幼児児童生徒の情報管理や共有の研究に取り組みます。

(2) 学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり

① 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の外部専門家の活用

【現状と課題】

- 特別支援学校においては、これまで医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び視能訓練士等の外部専門家を有効に活用し、障害のある児童生徒の指導の改善を図ってきました。今後も外部専門家の助言を学校全体で共有する体制づくりや効果的な研修の更なる充実が求められています。
- また、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対する、ものの見方、聞き方、捉え方や人とのかわり方など、言語や社会性の基盤となる学習については、早期であればあるほど効果が高いため、早期支援が必要不可欠です。そのため、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児及び保護者に対して、関係機関と連携した早期支援の推進が求められています。
- 学校だけでは対応が困難なケースに対しては、より専門的な知見から相談支援を行うため、長崎大学や県教育センター等と連携した訪問支援システムの活用が進められています。
- 特別支援学校においては、障害による困難さに加え、家庭環境等の複雑さなどから、不登校等の事例に陥るケースがあります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した取組を積極的に進める必要があります。

【施策の方向性】

- 特別支援学校においては、外部専門家等から得られた助言を学校全体で共有する体制づくりを一層進め、効果的な研修に取り組みます。
- 特別支援学校においては、関係機関と連携した早期からの支援体制や、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等と連携した相談支援体制づくりを推進します。

②保護者等支援の推進及び教育と福祉等との連携

【現状と課題】

- 障害のある子どもの保護者等においても、保護者同士が顔を合わせる機会が減ってきており、相互に助け合ったり、悩みを語り合ったり、学び合ったりする機会が減少しています。そのため、関係機関等が実施している保護者等の支援に係る情報を、学校から積極的に周知していくことが求められています。
- また、保護者が自分の子どもに障害があることに気付かなかったり、障害があることに気付किながらも障害を受け入れることができなかつたりすることで、障害のある子どもが適切な時期に適切な指導や支援を受けることができず、学校生活に不応を起し、二次的な困難が生じるケースがあります。
- 障害のある児童生徒の多くは、放課後等デイサービス^(※24)を利用しています。そのため、児童生徒の支援内容や方法等について、学校と放課後等デイサービスなどの関係機関との情報共有を充実させていくことが求められています。
- 地震や豪雨災害等の自然災害が発生した際、障害のある幼児児童生徒の中には、一般の指定避難所で避難生活を送ることが困難となるケースがあります。そのため、地域と連携した防災訓練の在り方などが課題となっています。

【施策の方向性】

- 学校やPTA、市町教育委員会に対して、関係機関が行っている保護者等支援の取組に関する情報を積極的に発信します。
- 保護者が自分の子どもの障害に気付き、障害を受容し、適切な指導や支援を受けることができる相談支援体制づくりを推進します。
- 市町と連携して、放課後等デイサービスなどの関係機関と学校との情報共有に取り組みます。
- 特別支援学校においては、自然災害等に備えて命を守る避難行動がとれる防災教育を推進するとともに、地域と連携した防災訓練等に取り組みます。

(※24) 放課後等デイサービス：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童生徒を対象として、放課後や休業日に児童福祉法に基づく事業所等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うもの。

③教育と労働との連携

【現状と課題】

- 企業の障害者の雇用に対する理解や法定雇用率^(※25)の引き上げなどを背景に、企業で働く特別支援学校の卒業生は増加しています。今後、就労する業種の拡大を図るために、企業に対して特性等を生かした障害者雇用について理解を促すことが重要となっています。
- 高等学校においては、発達障害のある生徒の進路や就労が課題となっており、今後、関係機関との連携強化が求められています。

【施策の方向性】

- 就労先となる業種の拡大を図るため、学校と企業や関係機関との連携を強化し、特性等を生かした障害者雇用について理解を促します。
- 発達障害等のある生徒の就労支援の充実のために、学校と関係機関との連携強化に取り組みます。

(3) 障害のある幼児児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援

【現状と課題】

- 障害のある幼児児童生徒のスポーツや芸術文化活動が年々盛んになり、障害者スポーツ大会や障害者芸術祭だけでなく、各種団体が主催する大会や作品展等に参加する機会が広がっています。学校卒業後も生涯を通じて、スポーツ、文化等に親しむことができるように、関係機関と連携しながら支援することが求められています。
- 一方、障害のある生徒の学校卒業後における学びの場の充実や生涯学習に関する十分な情報提供が課題となっています。

【施策の方向性】

- 関係機関等と連携し、障害のある幼児児童生徒が生涯にわたってスポーツや芸術文化活動等に親しむことができるような基盤づくりを推進します。

(※25) 法定雇用率：一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち障害者をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準。

(4) 社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信

【現状と課題】

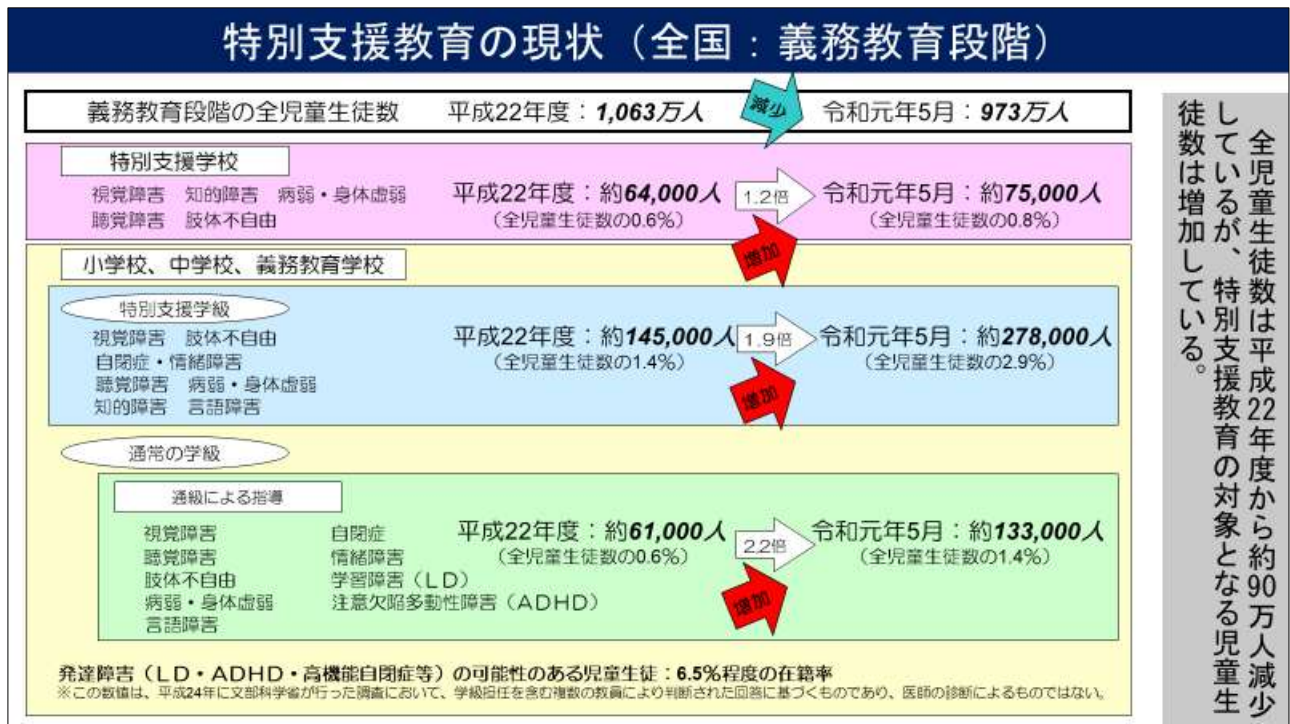
- 本県では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）」に先んじて、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が平成26年4月に施行され、共生社会の実現に向けた取組が進められてきました。
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ交流及び共同学習を一層推進し、早期からの共生社会の基盤づくりに努めるとともに、各学校における特別支援教育の取組を積極的に情報発信することで、県民に対して特別支援教育の理解・啓発に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

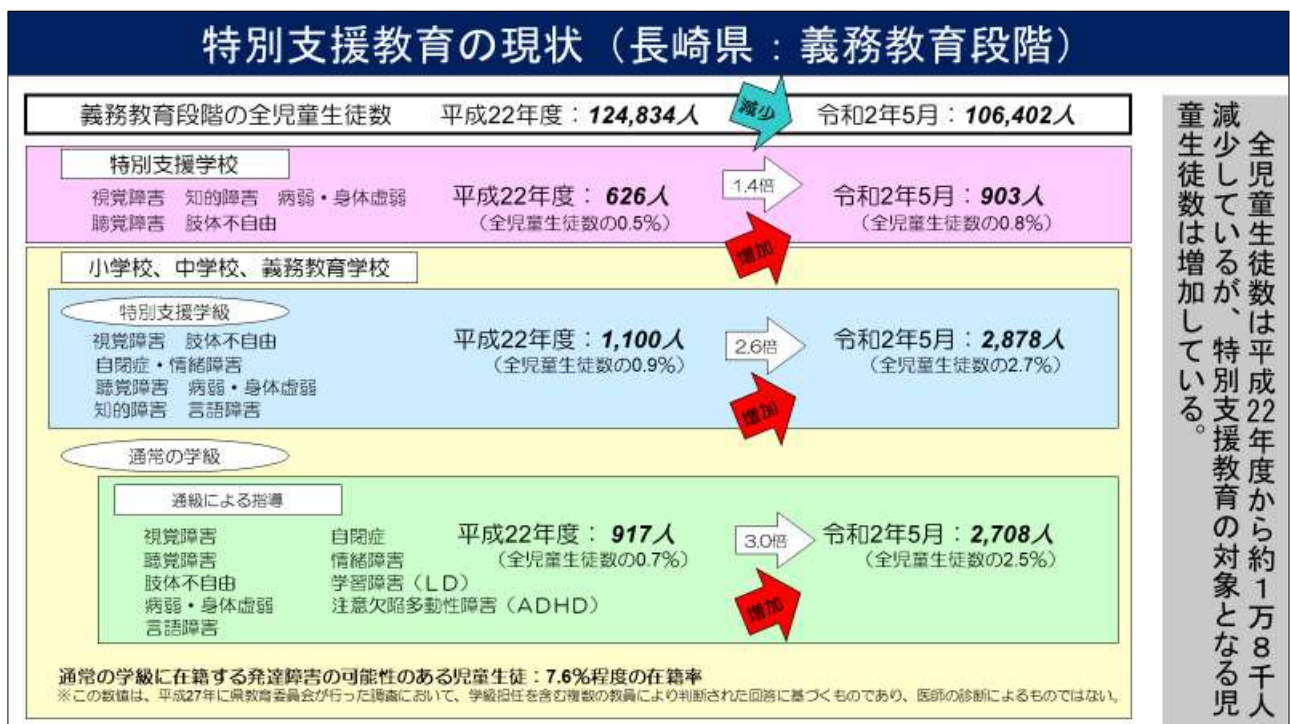
- 今後も共生社会の実現に向けた取組を継続、発展させていくとともに、障害のある幼児児童生徒の様々な活躍や各学校における取組の様子等を、ホームページや報道機関等を通じて積極的に発信することで、社会に開かれた特別支援教育の推進に取り組めます。

資 料

<資料1>



<資料2>



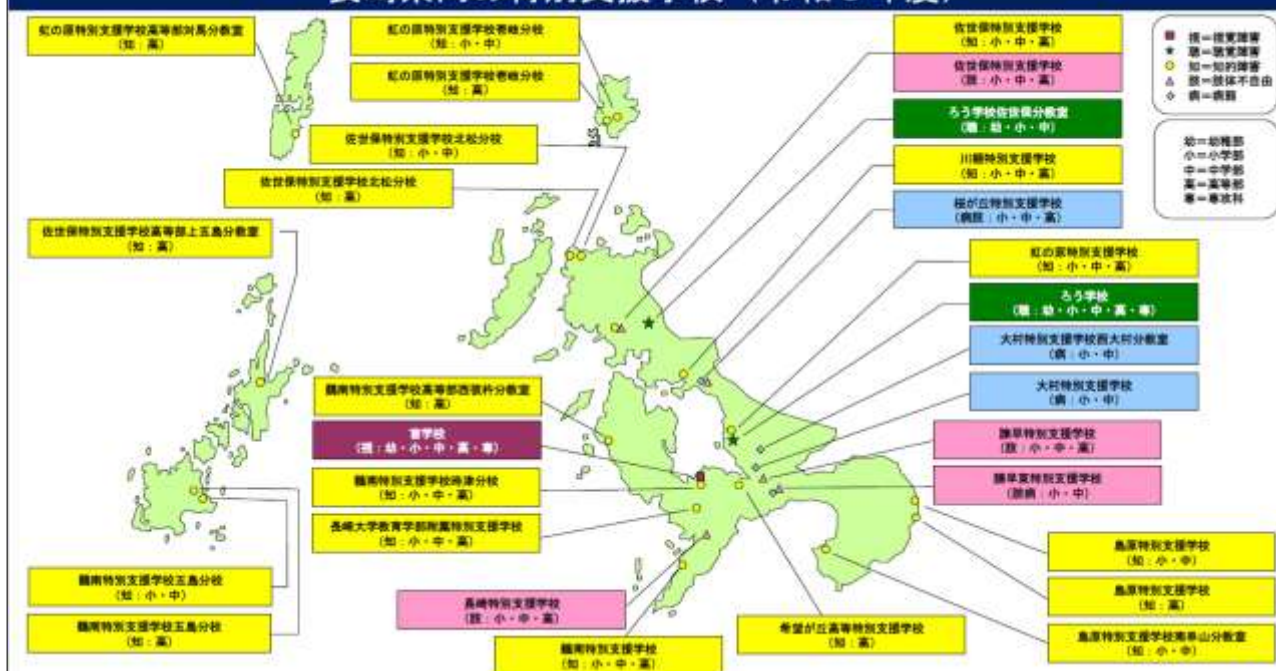
<資料3>

長崎県特別支援教育推進基本計画に基づく特別支援学校の適正配置

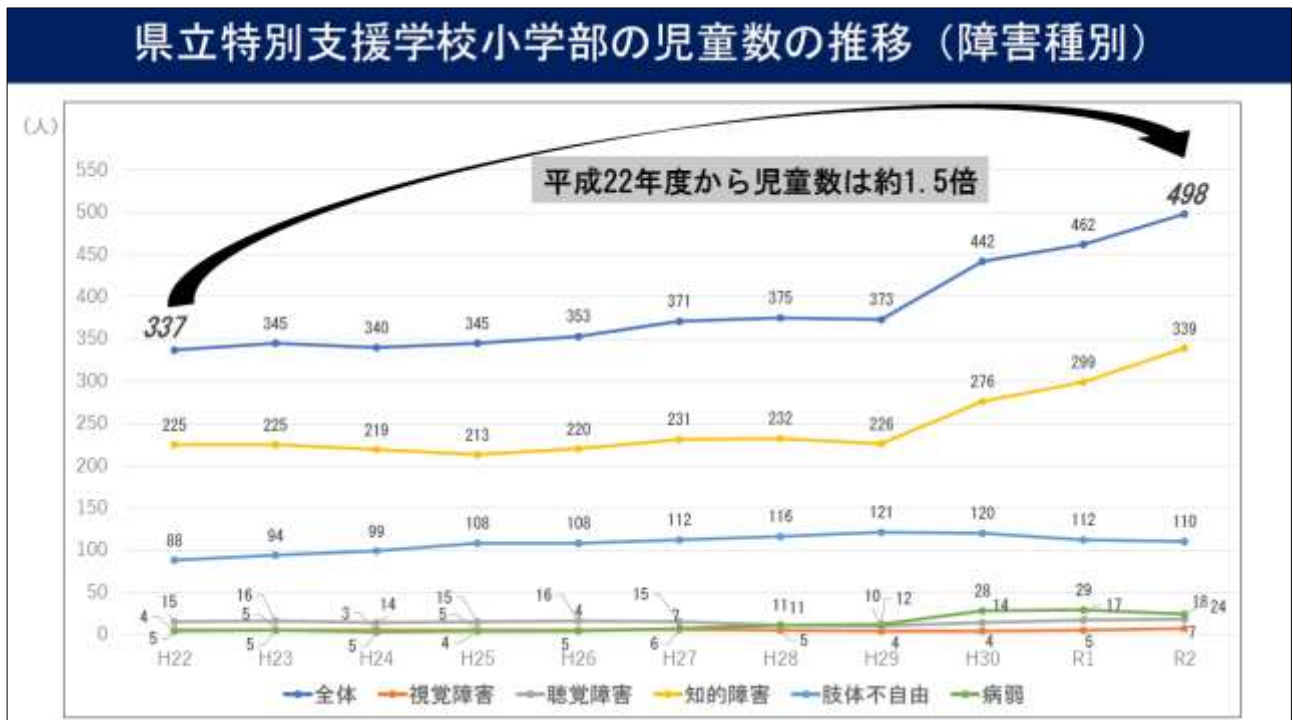
年度	適正配置の内容
平成24年度	虹の原特別支援学校高等部対馬分教室の設置 鶴南特別支援学校時津分教室への中学部の設置
平成25年度	佐世保特別支援学校高等部上五島分教室の設置 虹の原特別支援学校高等部壱岐分教室の設置
平成27年度	鶴南特別支援学校時津分教室への高等部の設置 鶴南特別支援学校時津分教室（小・中学部）と併せて分校化 鶴南特別支援学校五島分教室を分校化 虹の原特別支援学校壱岐分教室を分校化 虹の原特別支援学校みさかえ分校を諫早特別支援学校みさかえ分教室に移管
平成28年度	鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室の設置 長崎特別支援学校への高等部の設置
平成29年度	川棚特別支援学校への高等部の設置
平成30年度	大村特別支援学校西大村分教室（小・中学部）の設置 諫早特別支援学校みさかえ分教室の廃止と訪問教育への移行
平成31年度	ろう学校佐世保分校の分教室化
令和3年度	佐世保特別支援学校北松分教室（小・中学部）の設置 佐世保特別支援学校高等部北松分教室と併せて分校化

<資料4>

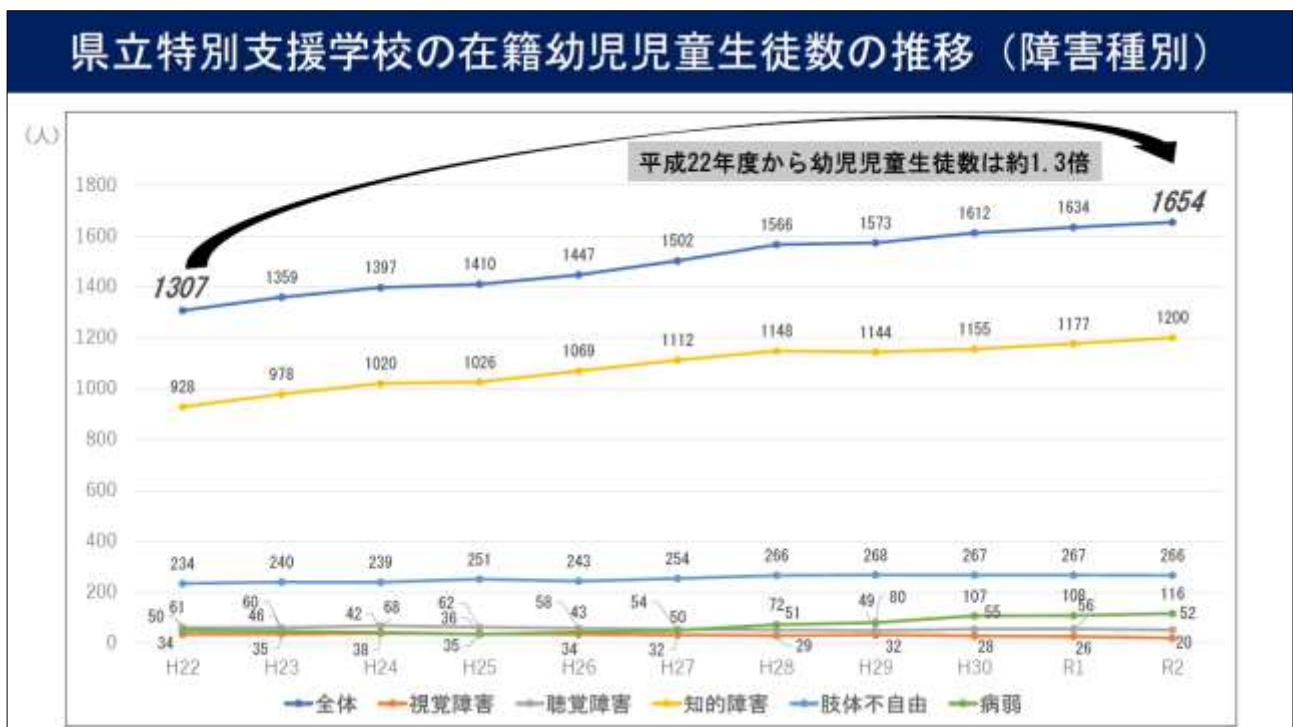
長崎県内の特別支援学校（令和3年度）



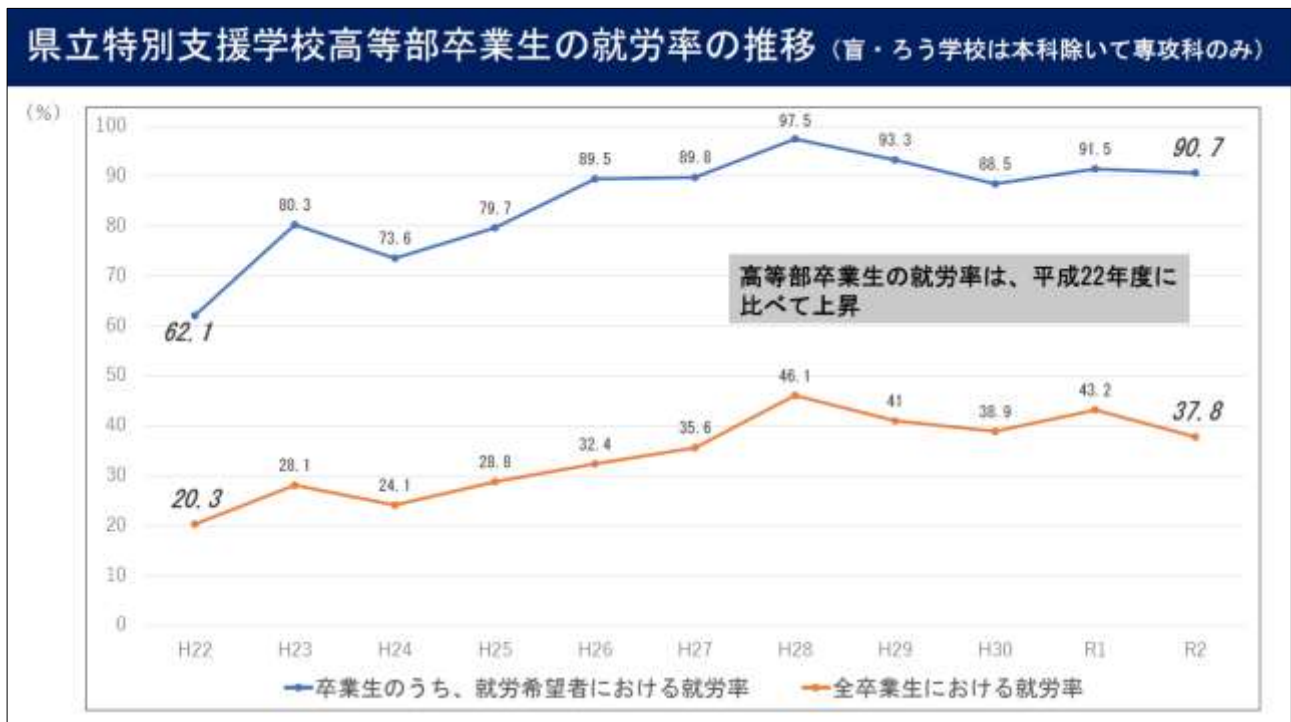
<資料5>



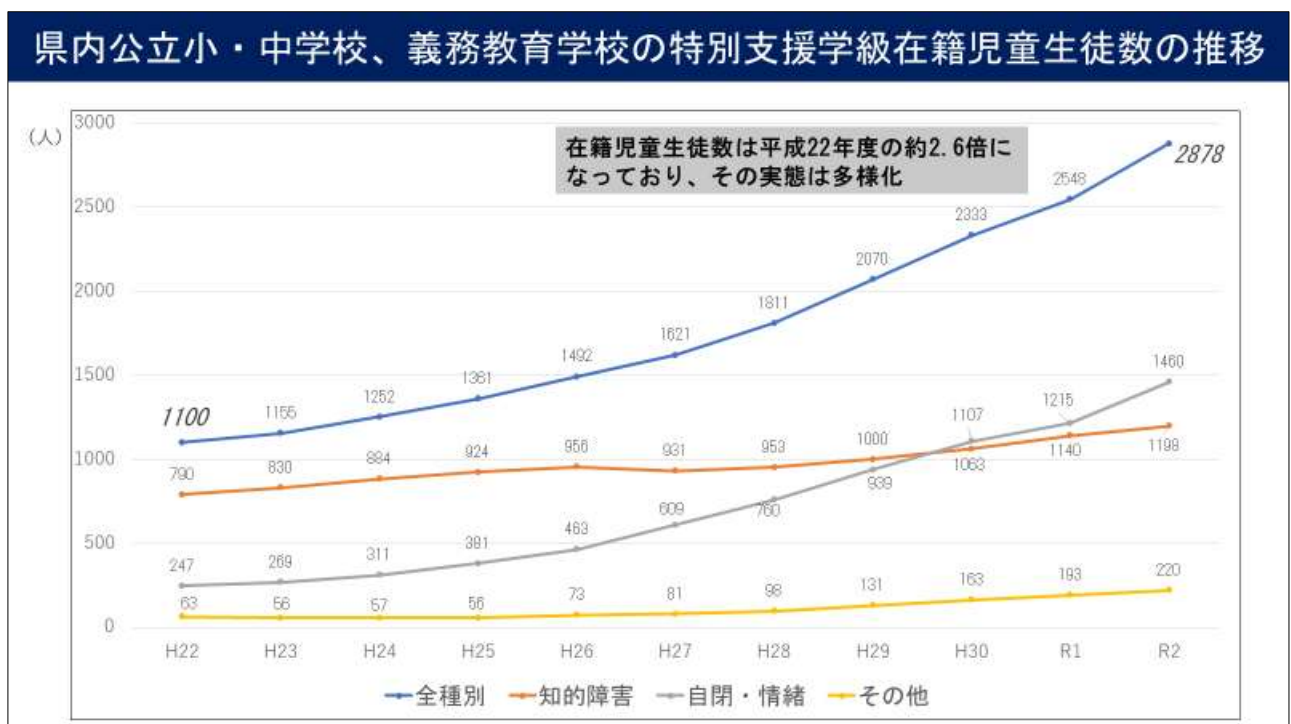
<資料6>



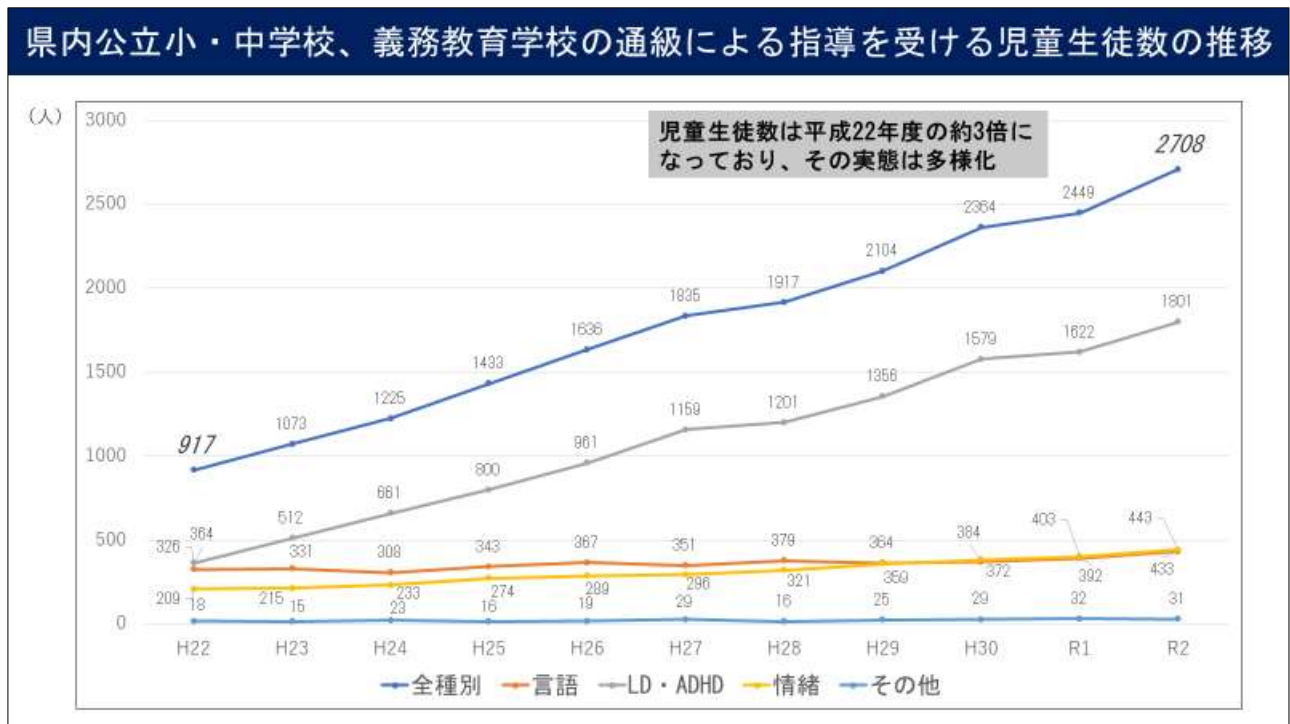
<資料7>



<資料8>



<資料 9>



<資料 10>

